

じょうやく ラムサール条約について



しゅし ラムサール条約の主旨

ラムサール条約は、湿地の保全と賢明な利用を進めることを目的とした条約で、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択されました。正式な名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。現在では水鳥だけでなく、魚貝類をはじめ湿地の持つ幅広い機能を保全するための条約となっています。



ラムサール条約の3つの柱

条約の目的である、湿地の「保全・再生」と「ワイズユース（賢明な利用）」、これらを促す「交流・学習（CEPA）」の3つが条約の基盤となる考え方です。

水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活を支える重要な生態系として、幅広く湿地の保全・再生を呼びかけています。

保全・再生



湿地の生態系を維持しつつ、そこから得られる恵みを持続的に活用します。

ワイズユース
(賢明な利用)



交流・学習
(CEPA)

湿地の保全や賢明な利用のために、交流、能力養成、教育、参加、普及啓発を進めることを大切にしています。

